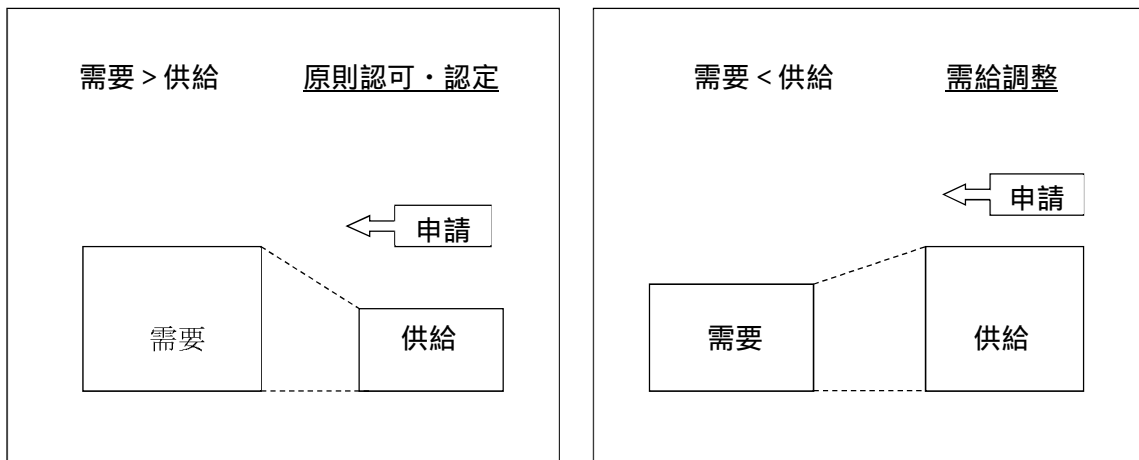


### 第3節 認可・認定に関する需給調整

#### 1 基本的な考え方

##### 需給調整についての基本的な考え方

需要（必要利用定員総数）＞供給（利用定員の合計） 原則認可・認定  
需要（必要利用定員総数）＜供給（利用定員の合計） 需給調整



県では、認定こども園や保育所の設置について申請があった場合、認可や認定についての基準を満たすときは、認定こども園や保育所の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域」において、就学前の学校教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

#### 関係法令

児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第7項・第17条第6項

## 需給調整を行う場合の要件

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

### 要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A：利用定員の合計」が、申請年度の「B：必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになるとき。

#### 1・2号認定

- A：特定教育・保育施設の利用定員の合計
- B：特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

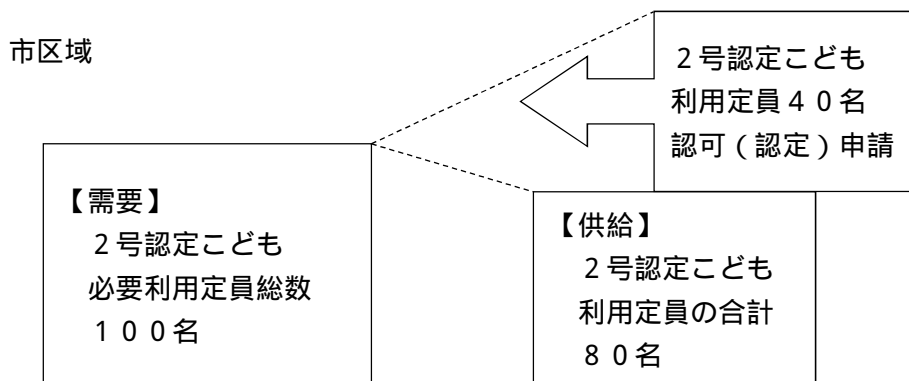
#### 3号認定

- A：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計
- B：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

(注) 利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。

## 需給調整を行う場合のイメージ



認可(認定)により2号認定子どもの必要利用定員総数を超えるため、認可(認定)の必要性を検討する。

## 2 支援計画に含まれない施設

県では、支援計画において予定されている施設や事業の認可や認定が行われる前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合、一定の要件に該当する場合、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

### 需給調整を行う場合の要件

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

#### 要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A：利用定員の合計」が、申請年度の「B：必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになること。

#### 1・2号認定

A：特定教育・保育施設の利用定員の合計

B：特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

#### 3号認定

A：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計

B：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

(注) 利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。

### 基本指針の内容（第三 - 四 - 2 - (二) - (2) - イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

### 3 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

県では、幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮することとします。

### 4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

県では、特定教育・保育施設に該当しない（「確認」を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

（注）「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。

なお、「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。

#### 基本指針の内容（第三 - 四 - 2 - エ）

知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

## 第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進

幼児期の学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されることが重要です。

県では、一人ひとりの子どもの健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、支援計画の着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

### 1 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

認定こども園に関する各区域の目標数及び設置時期については次のとおりです。

認定こども園設置状況と目標数

(単位：箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
幼保連携型	27	36	55	78	90	95
保育所型	8	9	12	17	18	18
幼稚園型	13	20	34	48	64	69
地方裁量型	1	2	2	3	3	3
合計	49	67	103	146	175	185

H27 から H29 までは実績値

H30 から H32 までは目標数

認定こども園 市町村別表

(単位：箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
県合計	49	67	103	146	175	185
千葉市	7	10	22	28	41	47
船橋市	2	4	5	6	8	10
柏市	4	6	7	12	13	13
銚子市	0	0	0	0	0	0
市川市	2	2	2	2	2	2
館山市	3	3	3	3	3	3
木更津市	0	0	1	1	1	1
松戸市	1	2	5	9	9	9
野田市	0	0	1	1	2	2
茂原市	0	0	0	1	1	3
成田市	0	0	1	2	2	2
佐倉市	1	1	2	3	4	4
東金市	1	1	1	1	1	1
旭市	0	2	3	3	3	3
習志野市	3	3	5	5	8	8
勝浦市	0	0	0	0	0	1
市原市	1	3	3	11	11	11
流山市	0	0	0	1	2	2
八千代市	3	5	6	6	7	7
我孫子市	0	1	1	6	6	6
鴨川市	0	1	1	2	4	4
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0
富津市	1	1	1	1	1	1
浦安市	9	9	9	10	12	13
四街道市	1	1	1	1	1	1
袖ヶ浦市	0	0	0	1	1	1
八街市	1	1	1	1	1	1
印西市	0	0	2	4	4	4
白井市	1	1	1	1	1	1
富里市	0	0	2	2	2	2
南房総市	0	0	1	1	1	1
匝瑳市	0	0	0	1	1	1
香取市	0	0	2	3	4	4
山武市	5	5	5	5	5	5
いすみ市	0	0	0	1	1	1
大網白里市	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0	0	0	1	1	1
栄町	0	0	1	1	1	1
神崎町	0	0	0	0	0	0
多古町	1	1	1	1	1	1
東庄町	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	1	2	2	2	2
芝山町	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	1	2	0
一宮町	0	1	2	2	2	2
睦沢町	1	1	1	1	1	1
長生村	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0
長柄町	1	1	1	1	1	1
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	1	1	1	1
鋸南町	0	0	0	0	0	0

平成27年度から平成29年度については各年4月1日時点での実績値  
各市町村の整備計画の積み上げにより作成

- (2) 県では、認定こども園の普及のため、その意義や役割などの理解が得られるよう努めます。また、新設の認定こども園のみならず、既存の保育所や幼稚園などからの認定こども園への移行を支援するため、教育・保育機能を付加するための増改築費用などについて、国とともに助成を行うことで認定こども園の普及に努めます。

【認定こども園関連の補助制度】

	事業名	目的
1	保育所等整備交付金	認定こども園の保育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
	安心子ども基金 (保育所整備緊急整備事業)	
2	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の教育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
3	保育所整備促進事業	上記1の補助に関連して、千葉県単独で別途上乗せ補助を行う。

- (3) 認定こども園においては保育士と幼稚園教諭の両資格を持った保育教諭の配置が求められることから、どちらか片方の資格のみの教育・保育従事者が資格を取得する際に、必要単位数を軽減する特例措置があるほか、資格取得に係る受講料や代替職員の雇上費用に対する補助を国とともに行うことで、認定こども園に必要な職員の確保を推進します。

## 2 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携

- (1) 幼児期の学校教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらします。

平成30年4月から適用される幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領においても、保幼小の円滑な接続を図ることが示されているところです。

そのため県では、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、5歳児の後半及び小学校入学後に必要な期間を設けて、幼児期の教育、保育の充実と小学校での新しい生活に慣れるための取組の推進を行うため、今後「接続期のカリキュラム千葉県モデル」を作成し、幼児期の教育や保育から小学校教育への円滑な接続を行うための教育課程の在り方等を示していきます。

また、幼児期の学校教育や保育と小学校教育との連続性や一貫性を確保し、学校段階間の円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所



と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や幼児と児童との様々な交流活動など、子どもたちが小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

- (2) 小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、小規模であることや、原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、認定こども園、幼稚園、保育所のいずれかが連携施設となり、保育内容などについて支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担うことが原則となります。

県では、これらの教育・保育施設が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることを踏まえ、連携施設を中心に教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。

#### 地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業。なお、居宅訪問型事業については連携施設の確保を要しない。

## 第5節 人材の確保と資質の向上

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

### 1 特定教育・保育等を行う者の見込み数

各市町村において今後の整備計画や実態に即した人員配置を行う場合に必要となる特定教育・保育等を行う人材の見込み数は、次のとおりです。

現在の本県の教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数（単位：名）  
（平成29年度まで：実績、平成30年度以降：見込み）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 保育士	16,491名	17,986名	19,912名	21,378名	22,626名	23,664名
(2) 保育教諭	632名	869名	1,341名	1,779名	2,046名	2,160名
(3) 幼稚園教諭	6,589名	6,684名	6,826名	6,983名	7,129名	7,167名
(4) 家庭的保育者 家庭的保育補助者	142名	177名	173名	190名	210名	227名
(5) 保育従事者	103名	112名	105名	104名	106名	108名

- (1) 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設に勤務する「保育士」の人数
- (2) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- (3) 幼稚園型認定こども園、幼稚園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- (4) 小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所に勤務する「家庭的保育者、家庭的保育補助者」の人数
- (5) 家庭的保育事業所に勤務する「保育従事者」の人数

※受入児童数や職員への処遇向上に必要な加配も含めた施設運営上必要な見込数として各市町村が把握しているもの

## 2 現状（保育士実態調査結果から）

保育士確保・定着対策の検討のため、平成28年度に千葉県登録保育士を対象に実態調査を実施しました。

平成28年10月末現在の登録保育士のうち、昭和31年以降生まれ（60歳以下）の53,686名に調査票を送付し、18,599名から回答があり、転居先不明による返送数（10,826通）を除く有効回答率は43.4%でした。

### （1）潜在保育士の状況

回答者のうち、現在保育士として働いている方（現任保育士）は60.2%（11,202名）、働いていない方（潜在保育士）は37.6%（7,001名）となっています。

調査票発送数から転居先不明返送数を差し引いた42,860人が県内の登録保育士（60歳以下）のおよその数と見られることから、潜在保育士はこの37.6%の約16,000人と推計されます。

### （2）保育の仕事に対する意識

現任保育士のうち約2割が「仕事を辞めたい」、また潜在保育士の約2割が「今後保育士として働く意向はない」と回答しており、その主な理由としては、双方とも「給料が安い」「休暇が少ない」といった勤務環境に関すること、あるいは「保育の仕事の責任の重さに対する不安」が上位を占めています。

一方で、このような状況が改善されれば復職の可能性があるとして回答した潜在保育士が約6割となっており、職を離れても保育士としての仕事に少なからず魅力を感じていることが伺えます。

## 3 保育士の確保・定着に向けた取組

待機児童解消に向け、保育士の確保・定着については、保育の受け皿整備と両輪で取り組んでいます。

### （1）資格取得・新規就業支援

保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設で所定の単位を取得し卒業するか、又は保育士試験に合格する2つの方法があります。

保育士登録することで保育士として働くことができ、県内では毎年約3,800人が新たに保育士として登録されています。

県では、資格取得や県内の保育所等への新規就業を促すため、修学資金の貸付や、指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対する補助、保育士試験に合格後保育所等への就職が決まった方に対する受験対策費用の助成などを行っています。

## ア 指定保育士養成施設

千葉県内では平成28年度末現在、保育士養成施設として21施設（26課程）が指定を受けています。平成28年度に保育士課程を修了し卒業した1,942名のうち、675人が県内の保育所等へ就職しています。

## イ 保育士試験

平成28年度からは全国統一の保育士試験を年2回実施しています。平成28年度の受験者は2回合計で3,749人、合格者は1,267人（うち保育教諭に係る特例（下記5参照）による全科目免除合格者は314名）となっています。

## （2）勤務環境の改善

保育士は、職員1人当たりの給与月額や平均勤続年数が民間の他の職種と比較して低い傾向にあり、また、保育士実態調査の結果からも明らかなように、保育士確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、民間施設に対する運営費助成の中で、「処遇改善等加算」として、職員の処遇改善に充てるための上乗せ助成を行っており、さらに平成29年度からは、職員の職務・経験に応じたさらなる上乗せとして、新たに「処遇改善等加算」が創設されました。

一方、県においても、県独自の制度として、保育の実施主体である市町村と連携して、保育士の給与の上乗せを行うほか、国の基準を上回る保育士の配置に要する費用の助成等を行っています。

また、国の制度を活用した保育補助者や周辺業務に従事する保育支援者の雇上げに対する助成等も合わせて行い、保育士の勤務環境改善に努めてまいります。

## （3）保育士の資質向上（各種研修の実施）

平成30年度から適用される新たな「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」では、保育士だけでなく看護師・栄養士・調理員等、それぞれの職務内容に応じた専門性が求められるとともに、施設長の努力義務として、職員の体系的・計画的な研修機会の確保が位置づけられました。

このため、県としても引き続き保育所等の職員を対象とした職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ってまいります。

さらに、平成29年度からは、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施しています。

【保育所保育士等研修】

区 分		目 的
階層別研修	保育所長研修	施設長又はそれに準ずる者に対して、保育所の運営管理及び責務等について理解を深めるための研修を行い、保育所長（リーダー）としての資質向上を図る。
	主任保育士研修	主任保育士又はそれに準ずる保育士に対して、職責を果たすために必要な研修を行い、保育士の統率者及び施設長の補佐としての資質の向上を図る。
	中堅保育士研修	中堅保育士に対して、保育所において中核的な役割を果たすために必要な研修を行い、中堅保育士としての資質向上を図る。
	初級保育士研修	新任保育士に対して保育、児童心理、実技等保育の基礎知識を修得させるための研修を行い、保育者としての資質向上を図る。
専門分野別研修	病児・病後児 保育に関する研修	病児・病後児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
	（仮称） 保育特別講座	保育全般に関する最新の動向等についての研修を行い、知識の向上を図る。

本表は平成30年度の実施予定であり、変更の可能性あり。

【保育士等キャリアアップ研修】

対象者：主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定含む）者

区分	目的	
専門分野別研修	乳児保育	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
	幼児教育	幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
	障害児保育	障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
	食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>・他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>
	保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>
	保護者支援・子育て支援	保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
マネジメント研修	主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	

本表は平成29年度の実施内容であり、平成30年度以降変更の可能性あり。

(4) 潜在保育士の就業促進

県では、ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めています。

同センターでは、円滑な求職・求人ネットワークの形成を目指し、保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報などを「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図っています。

また、潜在保育士の復職に向けた研修を行うとともに、センターに再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育所等経営者からの相談に対応しています。

この他、再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、保育士が継続して就労できる環境の整備に努めています。

#### 4 幼稚園教諭等の確保に向けた取組

##### (1) 幼稚園教諭等に対する研修

県教育委員会では、幼稚園教諭等に対し、必要な知識・技術の習得、向上を図る研修を実施しています。

この他、県内の幼稚園児の約9割が通う私立幼稚園については、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会などの私立幼稚園関係団体が、教職員の資質向上に向け様々な研修を企画・実施しています。

##### 【県教育委員会主催研修】

##### ・幼稚園教諭を対象としたもの

区 分	目 的
幼稚園等 初任者研修	1年間の職務遂行に必要な事項に関する研修を実施し、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる
中堅教諭等 資質向上研修	幼児の発達や学びの特性を踏まえた幼児教育に関する専門的な力量向上や積極的に園務推進に参加するために必要な事項に関する実践的な研修を実施し、教職経験10年を経過した教員としての資質能力の向上と併せて職場の活性化や若手教員への指導・助言など、期待される役割について意識化を図る。
保育技術協議会	保育技術の向上を目指す中堅の幼稚園教諭等に対し、幼稚園の教育課程その他の保育内容の実践にあたって必要な事項に関する専門的・実践的な研修を実施し、指導技術の一層の向上と併せて職場の活性化や後輩教員への指導助言など役割を果たす中堅教員としての資質能力の向上を図る研修を実施する。
園長等 運営管理協議会	幼稚園の園長又は副園長、教頭、主任等に対し、幼稚園の教育課程の推進や喫緊の教育課題に組織的に対応する等、適切な円の運営を推進するための専門的・実践的な研修を実施し、園の運営能力や危機管理能力の向上を図り、幼稚園教育の充実に資する。

・ 幼稚園教諭以外に保育士等も対象としたもの

区 分	目 的
千葉県幼稚園教育課程研究協議会	<p>幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議、講義等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実に資する。(年2回実施)</p> <p>幼稚園教育課程に関する諸問題のほか、保育技術等に関する専門的な講義・研究協議等を行うため、幼稚園だけでなく、認定こども園や保育所の保育士・保育教諭等も研修の対象者としている。</p>

( 2 ) 幼稚園教員の人材確保支援と就業の促進

私立幼稚園の教員確保を支援するため、県内私立幼稚園を設置する学校法人が行う教員の給与改善に要する経費について助成しています。

また、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会では、幼稚園教諭に対する就職説明会を開催しています。



## 5 保育教諭についての特例制度の周知及び資格取得支援

新たな幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」となるためには、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格が必要です。そのため、現在、片方の免許・資格のみの保有者に対し、必要な免許・資格の取得に当たり、負担軽減のための特例措置が設けられています。

県では、この特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて特例制度の説明を行っています。

また、保育教諭確保のため、幼稚園教諭が保育士資格を取得する場合、又は保育士が幼稚園教諭免許を取得する場合に必要な費用の助成を行うなど、免許や資格の取得を支援しています。

### 保育教諭についての特例制度（経過措置）

「子ども・子育て支援新制度」における新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則です。

国では、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における一定の実務経験を有する者を対象として、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

## 第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

### ～ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進～

県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを産み育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現が必要です。

そのためには、職場、地域においてワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女のみならず、働くすべての人々の仕事と家庭のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

#### 1 企業の「仕事と子育ての両立支援制度の充実」の促進

第1子出産を機に仕事を辞める女性は、全国で約5割に上るとともに、出産を機に退職した女性の約4分の1が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」との理由で仕事を辞めています。

また、県内においても、子育て期にあたる30歳代の女性の労働力率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働きつづけられない実態があります。このような現状に対して、企業においては、ワーク・ライフ・バランスの正しい理解と長時間労働など働き方の見直し、さらに仕事と子育ての両立支援制度を充実していくことが必要です。県としても、特に、県内企業の99.8%を占める中小企業における取組みが進展するように、各企業に応じた支援が重要です。

- (1) 企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての周知啓発を行います。
- (2) 法定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して紹介・普及を図ります。
- (3) 中小企業に対してアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた両立支援制度等について助言を行います。
- (4) 国（労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と連携、協力の体制を構築して取組みを促進します。

## 2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」 の促進

県の調査では男性の育児休業取得率はわずか8.2%に過ぎず、男性の育児休業取得に対する考え方をみると、限られた人員のなかで、男性の取得は難しいと考える割合が約6割を占めるなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されているとは言えない状況にあります。

そのためには、企業内の意識改革といった運用面での取組みの強化も必要となっています。

また、子育て期の男女のみならず、介護しながら働く人等も含めた全ての人の「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を実現する必要があります。

- (1) 多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- (2) 中小企業に対してアドバイザーを派遣し、社員向けにワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行います。
- (3) 長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の採用・登用や職域拡大のための取組みを積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

## 第7節 小学生の放課後対応の充実

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、就学前のみならず小学校入学後の保育需要も高まっています。

厚生労働省の事業である「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の事業である「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携して進める「放課後子ども総合プラン」を実施することで、全ての子どもたちが放課後や週末等に安心して活動できる居場所の確保を図ります。

### 1 放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童クラブは現在、県内全ての市町村で設置運営されており、その数も年々増加傾向にあります。特に都市部においては、放課後児童クラブの需要の高まりと相まって、待機児童数も依然として高い水準にあります。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

放課後児童クラブの受入定員増を図っていくための施設整備と人材の確保に加え、放課後児童支援員の研修を通して質的向上を図り、量と質の両面から充実を図ることが必要です。

県では、次の取組に対し市町村等へ助成を行うとともに、放課後児童支援員に対し研修を行い、量と質の両面から放課後児童健全育成事業の取組を推進していきます。

- (1) 待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や空き教室の積極的な利用を促進
- (2) 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進
- (3) 利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするための運営体制の拡充を支援
- (4) 放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善

放課後児童支援員に対する研修内容

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
- ・子どもの発達等についての基礎知識
- ・放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方

- ・放課後児童クラブにおける安全、安心への対応
- ・放課後児童支援員として求められる役割・機能

## 2 放課後子供教室推進事業

地域全体で子どもを育むため、学校の余裕教室等を活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における学習やスポーツ・文化芸術活動等の様々な活動や地域住民との交流活動等を推進します。

「放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「推進委員会」を設置し、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

- (1) すべての子どもたちを対象とした学習支援・プログラムを充実させるとともに、放課後児童クラブと一体型または連携型の放課後子供教室の整備を促進します。
- (2) 児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保のために、学校施設の活用が求められていることから、余裕教室の積極的な利用を促進します。
- (3) 地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地位の教育力の向上を図ります。
- (4) 放課後子供教室スタッフに対し研修を実施します。

## 第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 第1節 子ども虐待防止対策の充実

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害です。

子ども虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しく、また、子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題があります。このような子育てがしづらい状況のもと、子ども虐待はどここの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

子ども虐待防止に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援に取り組んでいきます。

#### 1 児童相談所の体制の強化

千葉県所管の児童相談所が対応した相談件数は、平成28年度、6,775件と5年前に比べて約3倍となっており、年々増加傾向にあります。

子ども虐待に迅速に対応するためには、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上による、児童相談所の体制の強化が重要です。

- (1) 児童相談所の人員体制について、業務量に応じた適切な職員配置が行えるよう、専門職の計画的な増員に努めます。
- (2) 平成20年の「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「法」という。)の一部改正により、児童相談所の権限が強化され、子どもの安全確認や安全確保のため、従来の立入調査(法第9条第1項)に加え、より実効性のある、出頭要求(法第8条の2)や臨検・搜索(法第9条の3)ができるようになりました。  
これを踏まえ、児童相談所に平成24年度から警察官等を配置した結果、警察機関との連携が強化され、児童の安全確保等に効果があることから、警察官等の配置を継続します。
- (3) 虐待を受けた(疑いのある)子どもへの対応に当たり、高度な専門性を求められる場合、弁護士や医師をあらかじめ登録し、協力体制を整え、法的・医学的専門性の確保を図っており、今後更なる専門性の高度化を検討していきます。

- (4) 24時間・365日体制で子ども虐待等の電話相談に対応するため、中央児童相談所に電話相談員を引き続き配置します。
- (5) 児童相談所職員に対し、増加、深刻化する児童虐待の防止に向け、職員の専門性を強化するため、外部専門機関の各種研修等を受講するなどの Off JT に加え、経験年数に応じた OJT を行うなど、体系的・実践的な研修の充実強化に取り組みます。

また、県においても、児童相談所、市町村や関係機関の職員に合同の研修を、学識経験者等の専門家を講師として、児童虐待死亡事例等検証委員会の答申を踏まえ、家族全体の総合的なアセスメントの実施や児童相談所と市町村との連携強化などについて継続して実施していきます。
- (6) 県が児童相談所に導入した「千葉県児童相談所支援システム」は、児童相談所業務における受付、処理、児童の検索、ケースの進行管理、公文書出力、統計作成支援の各機能により、事務処理に迅速かつ漏れなく対応しています。引き続き、急増する児童虐待に的確に対応していくためには、処理速度や検索機能の向上を図るなど、更なる児童虐待防止体制の強化を推進します。
- (7) 児童相談所の一時保護所については、子どもたちにとってより望ましい対応が図れるよう、社会的養護体制の整備の動向や、児童相談所の施設整備の方針等を踏まえて、総合的に検討していきます。

## 2 市町村や関係機関との役割分担、連携の推進

市町村と児童相談所は、子ども虐待の通告受理・援助機関として、ともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っています。市町村は、地域に密着した行政機関としてさまざまなサービスを提供する役割を担い、児童相談所は、これまでの虐待対応の知見や専門的機能を生かした役割を担うこととなります。子ども虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整、自立に向けた切れ目のない支援を行うため、市町村と児童相談所はそれぞれの特長を生かした役割分担をし、連携・協力することが必要です。

- (1) 市町村では、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)(以下「地域協議会」という。)を設置し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦を支援対象として、総合的なケース管理を行い、地域の関係機関が連携、協力して、子どもや家庭を支援しています。

県では、市町村の体制や取組状況を支援するため、地域協議会の機能強化と、子どもを守る地域ネットワークから地域協議会への移行支援に向け、助言指導を行う専門家の派遣事業の活用を市町村に積極的に働きかけていきます。

また、市町村における地域協議会の機能強化のための取組を支援するため、県内の地域協議会が抱える課題を点検、整理し、人口規模や地域特性に応じた、モデルとなる事例や児童相談所との連携の仕方を提示するなど、市町村を支援する取組を推進していきます。

- ( 2 ) 児童相談所は日常的に、市町村はもとより、保健センター、保健所、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、地域協議会の活用により情報共有を図り、専門的な立場から助言を行っていきます。
- ( 3 ) 県が平成 2 6 年 1 月に作成した「子ども虐待対応マニュアル」を見直し、児童相談所と市町村職員の合同研修を実施し、市町村職員の専門性の向上と児童相談所との更なる連携強化を支援します。
- ( 4 ) 県では、中核的な医療機関を中心として、子どもの頭部外傷等虐待を疑わせるような受診に対応できるよう、子ども虐待防止医療ネットワークを設置し、中核病院に配置された児童虐待対応専門コーディネーターが地域の医療機関からの相談を受け、助言を行うとともに、ネットワークにより、医療従事者向けの教育研修の実施、児童相談所等の関係機関会議の開催など、医療機関の児童虐待対応の向上を図り、子ども虐待の早期発見、深刻化予防を図っていくこととします。

### 3 妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備

厚生労働省の子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第 1 3 次報告）によると、平成 2 7 年度に把握した虐待死事例 0 歳児の死亡人数が全体の 6 割近くを占めています。なかでも、0 か月児事例が 0 歳児の死亡事例の約 4 割以上を占めている状況です。

妊娠期・周産期問題について、平成 2 7 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠 / 計画していない妊娠」が 3 割以上で、最も高い割合を占めています。

市町村の母子保健担当部署は、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などの妊産婦や乳幼児を対象とした事業を数多く行っていることから情報を把握し、産科や小児科等の医療機関との連携を図りながら、妊娠期からの養育支援に関する相談体制を整備することが求められています。

また、市町村母子保健担当部署は、母子（きょうだい）の情報（妊娠届の時期、妊婦健康診査の受診状況、乳幼児健康診査の受診状況、子どもの予防接種の状況など）を一元的に管理し、支援の必要性をアセスメントの上、地域協議会を利用し、関係機関との情報共有を図るなど、家族全体を支援する対応が重要です。

- ( 1 ) 県では、生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業である乳児家庭全戸訪問事業や、特に養育支援が必要な家庭に対する訪問事業である養育支援訪問事業などについて、市町村においてその実施が努力義務とされたこともあり、国とともに助成を行い、市町村の事業実施を支援します。



(2) 県が作成した「母子保健虐待予防マニュアル」に、最新の情報を取り込むなどにより、子ども虐待の視点から情報を提供し、市町村の母子保健における、妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備や、虐待対応担当部署や地域協議会との情報共有と連携による子ども虐待予防、早期発見の取組を支援していきます。

また、県では、市町村母子保健担当者や県保健センター（保健所）の職員等を対象として、子ども虐待に関する専門性の向上のため、家族全体の総合的なアセスメントの実施など、引き続き研修を実施していきます。

#### 4 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、子ども虐待による死亡事例等の重大事例について、第三者機関である千葉県社会福祉審議会に諮問し、児童虐待死亡事例等検証委員会（注）の検証結果を踏まえて、必要な再発防止のための措置を講じます。

（注）千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 社会的養護検討部会  
児童虐待死亡事例等検証委員会

## 第2節 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

児童相談所は子どもの家庭の支援を行いますが、児童養護施設や乳児院といった児童福祉施設、又は里親やファミリーホームの下での養護が必要と判断した場合、子どもをこれらの施設等に措置することとなります。

こうした子どもたちは、関係機関の支援等により家庭環境が整えられ、家庭に復帰することが望ましいですが、家庭復帰できずに施設や里親等から自立することとなった子どもの支援も必要です。

最近の子ども虐待の増加に伴い、心に傷を負ったり、社会とのかかわり方に問題を抱える子どもが増えています。

子どもの最善の利益のために、多様化する子どものケアの充実に加え、里親等による養護や施設の中で家庭的な養護を行う小規模グループケア等を推進し、また、自立支援体制を整え、社会的養護体制の充実を図ります。

### 1 家庭的養護の推進

従来の大舎制や中舎制の施設養護では、多数の職員が多数の子どもを養護する体制であったため、子ども一人一人と職員の信頼関係・愛着関係を築くことが難しく、子どもの心のケアを十分に行えていないところがありました。

家庭的な養護を行うことで、安心感ある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育てていきます。

#### (1) 里親委託等の推進

ア 里親等に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」による育てづらさが出る場合も多いため、児童相談所だけでなく、児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどの関係機関と連携し、継続的な支援体制を整備します。

イ 市町村等と連携し里親制度等の普及に努め、地域での子育て支援事業の活用を図り、新たな里親やファミリーホームを開拓します。

## (2) 施設における家庭的養護の推進

ア 県内の児童養護施設及び乳児院では、施設ごとに家庭的養護の実現のために取り組むべき事項を明確化した、「家庭的養護推進計画」を策定しました。

イ 県においては、各施設の「家庭的養護推進計画」を踏まえ、家庭的な養護を実現するための県内施設への支援や里親委託等の推進を目指す「千葉県家庭的養護推進計画」を平成27年11月に策定しました。

ウ 今まで大舎制・中舎制での養護を行ってきた施設は、構造を大きく変えなければならない場合が多いため、国の次世代育成支援対策施設整備交付金と県費による補助を行うことで施設の負担を軽減し、より家庭的な養護への転換促進を図ります。

エ 地域小規模児童養護施設等のグループホームを開設する際には、地域や学校の理解や協力を得る必要があります。上記の補助制度による財政的な支援に加え、必要があれば各自治体・地域への説明を行い、理解と協力が得られるよう支援を行います。

## 2 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

被虐待児等の人格形成や精神的回復等のために、子ども一人一人に合った専門的なケアの充実と体制づくりを進めていきます。

(1) 国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用して研修を実施し、また研修への参加を促進して、児童相談所職員、里親、施設職員の資質の向上と子どものケアの充実を図っていきます。

(2) 虐待等により心的外傷等を負った子どものケアを行う心理療法担当職員や、里親制度の充実を担う里親支援専門相談員について、各施設に対し制度の説明を積極的に行うなど、専門性の高い職員の配置促進に努めていきます。

(3) 近年、虐待の増加等により情緒障害を持った子どもが増加していますが、このような子どもの中には児童養護施設等では対応しきれない、医学的・心理学的・社会的なアセスメントや治療を必要とする子どもが含まれているため、平成28年5月に開設した児童心理治療施設を中心に支援していきます。

## 3 自立支援の充実

社会的養護を受ける子どもは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことが多いため、社会的養護体制の中で精神的・経済的な支援を充実させ、自立後の子どもの生活の安定を図ります。

- ( 1 ) 社会的な自立の前に、衣食住に関する基本的な生活管理、金銭管理、健康管理など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身につくよう、家庭的な養護を推進します。
- ( 2 ) 進学や安定した就職のためには、学習支援の充実や、進学や就職に係る費用が必要となります。そのため、国の定める教育費、特別育成費及び就職支度費等の措置費に、県単独で上乗せ補助を実施し、経済的な支援の充実を図っています。今後も、上乗せ補助を継続するとともに、国に対しては、更なる措置費の改善を要望していきます。
- ( 3 ) 子どもが自立する際、就職やアパート等を賃借するに当たって必要となる身元保証人を確保するため、身元保証人確保対策事業を実施しています。
- ( 4 ) 施設や里親等から自立していった子どもにとって、施設や里親等は困ったときに頼れる、いわば実家のような役割を持ち得ます。自立後も、施設や里親等が長期にわたり、子ども一人一人とつながりを持つアフターケアの取組を推進していきます。
- ( 5 ) 満18歳を超えても、自立生活能力が十分ではない場合については、措置延長を適切に実施していきます。
- ( 6 ) 義務教育を終了した22歳未満の子ども等であって、より自立度の高い子ども等については、自立援助ホームを活用して自立した生活を支援していきます。
- ( 7 ) 県内の自立援助ホームは平成29年度当初において9か所ありますが、今後の需要等を勘案し、必要な施設整備を図ります。

#### 4 家族支援及び地域支援の充実

子どもの家庭復帰に向けては、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の再構築、家庭環境の調整などのための家族支援や、地域における子どもの家庭の相談・支援体制の充実が必要となりますが、家庭の持つ問題は様々であり、対応には専門的な知識と技術が求められます。

- ( 1 ) 児童相談所職員や施設職員のほか、最初に子どもの家庭と接することとなる市町村職員を対象として子ども虐待に関する各種研修を開催しており、引き続き子どもの家庭のケアの充実を図っていきます。
- ( 2 ) 児童相談所では、平成20年に策定された「家族関係支援プログラム」を実践し、子どものみならず、親に対する指導の充実など家族への支援という視点に立ち、家族再統合と、家族が別居したままでの家族関係の構築・修復・再生を図る家族相互の自立を支援するとともに、虐待の世代間連鎖の防止を進めていきます。

- ( 3 ) 児童相談所だけでなく、子どもの家庭に関する専門的な知識や技術を持つ児童家庭支援センターや、地域に密着している市町村等の各種関係機関で連携することで、その子どもの家庭にあった支援を提供していきます。

## 5 子どもの権利擁護の推進

- ( 1 ) 社会的養護を受けている子どもの権利擁護の強化を図るため、児童相談所職員や里親、施設職員に対する研修事業等を推進し、子どものケアの充実や子どもの支援における注意喚起を促しています。
- ( 2 ) 県の措置により子どもが里親等に委託される、又は施設に入所する際には、子どもに対し子どもの権利擁護について説明しています。また、子どもの権利擁護に関するしおりと共に、県の児童養護担当課宛の葉書を渡して、周囲の大人に相談できない状態にある時に困ったことなどを相談できる環境を整えています。
- ( 3 ) 被措置児童等虐待が発生した場合には、迅速に子どもの安全を確保し、問題の解決を図ることができるよう、「被措置児童等虐待対応マニュアル」(平成22年3月版)を定め、児童相談所等の関係機関職員に周知・共有するとともに、迅速に対応を行えるよう体制を整え、子どもの権利擁護に努めています。
- ( 4 ) 施設では、支援体制の確認や問題点の改善のため、3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価が義務づけられており、県では今後もこれらの評価の実施を促していきます。

### 第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てと就業をひとりで賄わなければならない、様々な課題を抱える母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の自立支援の推進については、その課題に対応するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援及び支援体制の充実を五本柱として、総合的に実施します。

#### 1 子育て・生活支援

ひとり親家庭向けの支援策は単独で実施しても費用対効果を見込むことが困難な場合が多いため、今後は、子ども・子育て支援新制度に位置付けられた各種事業をはじめ、一般の支援事業を十分に活用していくことが重要となります。その上でなお、一般の支援策では賄えないニーズが一定以上見込まれる場合にあっては、ひとり親家庭向けの事業やサービスを効率的に実施する必要があります。

また、平成25年に子どもの貧困対策法が成立し、貧困の連鎖の防止という観点やそのニーズも高いことから、学習支援について事業の推進を図る必要があります。

一方、DV被害者等の通常の日常生活を送ることが困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、付き添い型のより厚い支援が必要となります。

(1) 公営住宅への入居、保育所の入所、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用、子育て短期支援事業の利用、一時預かり事業の利用については、法令によりひとり親家庭への優先的配慮が定められており、これらの一般の子育て・生活支援事業の利用を促進します。

また、これ以外の生活・子育てに係る支援事業についても、事業の実態等からひとり親家庭への優先的配慮が可能なものについては対応するよう事業実施自治体へ働きかけを行います。

(2) 子育て支援や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、そのニーズが一定以上ある場合は、該当の市町村へ実施の働きかけを行います。この際、効率的な運営を行うことにより費用対効果が得られるよう、例えば、ひとり親家庭等日常生活支援事業のコーディネート業務をファミリー・サポート・センター事業と共同で行う等、他団体の先進事例を紹介する等の支援を行います。

(3) 父子家庭に対する支援については、男性が支援を求めるのをためらう傾向があることから、ホームページやパンフレット等の広報媒体の充実による支援事業の周知や支援への積極的働きかけ等を行い、実際の相談・支援につなげていきます。

- (4) ひとり親家庭向けの学習支援を行う「学習支援ボランティア事業」については、事業の推進を図り、現在、未実施又は実施予定のない市町村に対しては、地域の実情等を考慮しつつ、実施に向けての働きかけを行います。
- (5) DV被害者や児童虐待が原因で精神的疾患を抱えている等、親子だけで通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、自立に至るまで中長期的に母子・父子自立支援員等による付き添い型のより厚い支援を行います。

## 2 就業支援

ひとり親の多くは既に就業していますが、一方で、正規雇用で働くことや資格を生かすことにより収入を上げるため、転職を希望する者がいることから、失業や離婚等による求職者に対する支援と同様、転職希望者に対しても支援が必要となっています。

そのため、就職相談や職業紹介などの支援により、正規雇用率が低い母子家庭の母をはじめ、正規雇用率を引き上げることを目指します。

また、支援対象となるひとり親自身が、希望する職種に見合った職業能力を身につけ、それを生かして就業することが、雇用の安定や収入の向上につながる基盤となることから、国家資格をはじめとする資格の取得及び技能の習得やその向上（スキルアップ）のための職業訓練に対する支援が必要です。

一方、病気であったり、乳幼児の子ども面倒をほかに見る者がいない場合等、直ちに就業が困難なひとり親に対しては、就業に向けての課題や阻害要因に対する解決等、就業に至るまで継続的な支援を行うことが必要となります。

### 【就業相談・職業紹介等】

- (1) 児童扶養手当受給者及び児童扶養手当の申請段階にあり、転職を希望する者や就業に当たって阻害要因のない求職者については、ハローワークとの連携により、担当制等でよりきめ細やかな支援が可能となる「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく就労支援を、本人同意のもと積極的に行います。

また、県内市に対しては同様に「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援や、ワンストップで支援につなげられるよう、ハローワークの常設又は臨時の窓口の設置を働きかけます。

- (2) 県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援についても、求職情報の提供を受けたり、「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援要請等により、ハローワークとの連携を強化し、支援にあたります。

### 【職業訓練に係る支援】

- (1) 訓練経費の一部支給(自立支援教育訓練給付金事業)や、訓練期間中の生活負担の軽減のための給付金の支給(高等職業訓練促進給付金事業)を行う自立支援給付金事業について、県では引き続き実施するとともに、未実施の市に対しては事業の実施を働きかけ、支援対象者の居住地に関わらず支援が受けられることを目指します。
- (2) 県が母子家庭等就業・自立センター事業の一環として実施している就業支援講習会については、就業に結び付く又は職業能力の向上に資するものを対象として引き続き実施します。
- (3) 支援対象がひとり親に限定されない、ハローワークや県商工労働部で行っている同様の支援制度も含め、希望する職業訓練について複数の制度で給付対象となる場合は、一番有利な制度を選択できるような情報提供に努めます。

### 【就業が直ちに困難な者への支援】

- (1) 就業を直ちに行うことが困難な者に対しては、本人同意のもと「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」による自立・支援プログラムを作成し計画的な支援を行う等、母子・父子自立支援員等による中長期的な支援を行います。  
また、県内市に対しても同様に、きめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

## 3 養育費確保支援

養育費の取得率は低い現状ですが、子どもの福祉の観点からは、養育費が支払われることは大切であり、このための支援を行う必要があります。

また、別居している親と子どもとの面会交流については、子どもの健やかな成長のために必要とされており、養育費を支払うインセンティブにもつながると言われていますが、その意義が県民に浸透しているとは言えないため、継続的な啓発が必要です。

- (1) 養育費の取り決めや支払い・取得及び面会交流の実施の必要性について、県民への啓発を行います。
- (2) 母子家庭等就業・自立センターにおいて実施している養育費取得に向けての相談事業を引き続き実施します。またその一環として、早期に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前相談の実施や、近隣での相談を希望する人のための移動相談会を実施します。
- (3) 面会交流の実施支援として、同居している親と別居している親の双方だけで面会交流の実施が困難で、県を通して第三者の専門機関による支援を受けた場合、その費用を助成します。



## 4 経済的支援

### 【児童扶養手当】

ひとり親家庭の児童のために給付される児童扶養手当は、多くのひとり親家庭にとって家計を支える上で不可欠なものとなっています。

児童扶養手当は法令に基づき全国一律の基準で支給していますが、手続きなどが複雑でわかりづらい点等があることから、現在運用されている制度についても更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるようにする必要があります。

- (1) 児童扶養手当制度の更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるよう努めます。特に、制度変更時には、対象者への周知に漏れが生じないように努めます。
- (2) 支給の取扱いに差が生じないように、県内市町村に対し制度の運用等に当たり助言や指導を行います。

### 【貸付金】

ひとり親家庭の経済的自立等を目的とした母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、ひとり親家庭にとって不可欠な支援制度ですが、その実績のほとんどは修学資金と就学支度資金の貸付けが占めており、子どもの教育を受ける機会を確保するという観点からも、引き続きひとり親家庭に対して貸付けが行われることが重要です。

一方、子どもが卒業後に見込んだ収入が得られず、予定通りの償還が困難となる事例があります。また、その他親の疾病等の理由により償還が困難となっている場合もあり、借受者の立場に立った支援も必要となります。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金について、制度の周知を図るとともに、必要とされるひとり親家庭に対して適宜貸付けを行います。また、平成26年10月から新たに貸付け対象となった父子家庭に対し、引き続き周知に努めます。
- (2) 計画通りの償還ができない者に対しては、単なる償還指導だけでなく、償還に向けての課題や阻害要因解決のための支援も行い、償還や自立に結び付ける支援を行います。

### 【医療費助成制度】

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の親と児童に対し、保険診療の自己負担分を助成する本事業は、各種支援事業の中で唯一、地方単独事業として行っています。

保険医療制度や高額医療費制度等の中では、自己負担額は一定範囲内に収まりますが、それでも、児童扶養手当の支給対象となる所得のひとり親家庭にとっては、その額が負担となるものであり、また、助成制度が無かつ

た場合には受診を控えて重症化することも想定されることから、本助成制度は有効なものとなっています。

- ( 1 ) 県内市町村が行っているひとり親家庭への医療費助成制度を支援するため、引き続き、政令市を除く県内市町村の助成に対し補助を行います。

## 5 支援体制の充実

ひとり親の多くは就業しており相談時間が取りづらいこと、また父子家庭の父については、男性が支援を求めるのをためらう傾向があることから、支援の入り口として、まずはホームページやパンフレット等の広報媒体を使って事業の周知を図ることが大切です。

ただし、離婚直後においては生活が激変し、様々な困難に直面することがあるため、なるべく早く具体的な支援に繋がるよう対応することが必要となります。

また、ひとり親家庭等への支援については、ひとり親家庭向けの支援策だけを前提とするのではなく、広く一般家庭向けの制度の利用などにより、ニーズを充足させていくことが大切です。

このため、支援にあたる母子・父子自立支援員等は、幅広い知識を持ち、最新の情報を把握して、個々の状況に見合った支援策をひとり親が選択・利用できるような支援することが必要です。

一方、同じ境遇にあるひとり親家庭同士が定期的集まって、情報交換や悩みを打ち合える等の助け合いの場を設けることも、自立に向けた支援として有効と考えられます。

- ( 1 ) ホームページ、パンフレット等の広報を充実し、各種支援事業の周知を図ります。
- ( 2 ) 戸籍担当課との連携により、離婚届提出時に支援事業の周知や支援の働きかけを行う等、離婚直後における早期支援に繋げるための対応を県内市町村に働きかけます。
- ( 3 ) 研修の開催や参加を通して、母子・父子自立支援員の資質の向上を図り、ひとり親家庭への適時・適正な支援につなげます。
- ( 4 ) 母子・父子福祉団体等の活動に対し、事業の共催・助成や助言等を通して支援を行います。また、ひとり親家庭同士の助け合いの場を設けるよう県内市町村に働きかけを行います。

## 第4節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

すべての子どもが健やかに成長することのできる地域社会を実現することが母子保健の目標です。

そのためには、母親が健康で安心して出産し子育てができる子育て環境を保障することが、その子どもの健康にも大きく関与し、やがてその子どもが成長し次の世代の親となり、さらにその子どもの生活習慣を形成していくことにつながるなど、重要な意味があります。

県では、思春期から妊娠・出産・育児までの母性・父性を育み、児童が心身ともに健やかに育つことができるよう、必要な体制整備や基本的な母子保健サービスの実施主体である市町村の取組みを支援していきます。

### 1 安心・安全な妊娠、出産、育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

出産する全ての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産に臨み、母親が健康で安心して子育てができるようにするため、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら、妊娠・出産期からの切れ目のない質の高い母子保健サービスを提供していくよう母子保健対策の充実に努めます。

#### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図ります。

また、産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する産後ケア事業等の整備促進を図ります。

#### (2) 母子保健事業を通じた健康づくりの強化

妊産婦や乳幼児の健康診査などの母子保健事業の充実に図り、疾病の早期予防、早期発見を行います。また、支援を必要とする家庭に対しては、健康診査受診後の継続支援や健康相談を実施できるよう、市町村を支援していきます。

#### (3) 妊娠・出産・育児に関する知識の普及・啓発の推進

妊娠・出産・育児について、県民に対し、適正な時期に正確な情報提供を行い、知識の普及や啓発を図るよう体制の整備を進めます。

(4) 不妊・不育症に関する相談の充実

不妊や不育症に悩む夫婦を対象とした専門相談の実施や、不妊・不育症治療に関する適切な情報の提供を行うことで、不妊や不育症に悩む夫婦の不安の解消を図り、子どもを持つ、持たないを自らが主体的に決定できるよう支援していきます。

また、不妊相談に従事する医療関係者や保健師に対し、専門的知識や技術を取得するための研修を実施します。

## 2 妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりの推進

近年では、少子化や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化など、子育て世代を取り巻く環境の変化に伴い、育児に取り組む母親の孤立感や負担感も強まっており、また不安や悩みを持つ母親も少なくありません。

そのため、子育て世代の親を孤立させないよう、育児を親だけの負担にせず、社会全体で妊産婦の健康や子どもの健やかな成長を見守り、支えていく地域づくりが必要です。

(1) 妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の強化

市町村及び県保健所の職員等に対する研修を実施し、資質の向上を図ることにより、相談機能を強化するとともに、母子保健活動を通じた育児支援の取組みができるよう努めます。

また、県では、広域的かつ専門的な立場から地域の課題の把握等を行い、問題解決に向けて、県保健所と市町村間の役割分担や連携方策の検討等を行います。

(2) 子どもの虐待予防の観点からの母子保健活動の強化

産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から行う産婦健康診査の整備促進や、乳幼児健康診査における未受診児への対応の強化を図り、妊娠・出産及び育児期に養育支援を必要とする妊婦や子どものいる家庭を早期発見し支援につなげるなど、子どもの虐待予防の視点に立った母子保健活動ができるよう支援していきます。

(3) 連携支援体制の構築

親子を孤立させない地域にしていくために、保健・医療・福祉などの関係機関、更には地域ボランティアなどとの連携の強化等、地域の支援体制を構築していきます。

### 3 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を

#### 育む保健対策の充実

近年、核家族化、少子高齢化及び情報化などによる社会環境や生活環境の変化に伴い、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題や、薬物や性的問題行動など、子どもの心身に健康に関する様々な課題が顕在化しています。

思春期世代の健全な育成のためには、思春期保健対策の強化が必要です。また、思春期の健康的な生活習慣の定着が、次の世代の子ども・子育てにも大きく関与していきます。

そのため、思春期の男女自らが、心身の健康に関心を持ち、将来に夢を持って生き、健康の維持・向上に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康教育や健康相談の推進と次世代の健康を支える社会の実現が求められています。

#### (1) 思春期健康相談・健康教育の実施

県や市町村において、思春期の男女やその保護者を対象に、人工妊娠中絶、性感染症、薬物、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談を実施するなど、思春期の男女やその家族を支援します。

#### (2) 保健・医療・福祉・学校の連携体制の強化

思春期の子どもの健康の保持・増進を行う上で、学校の役割は不可欠です。そのため、地域における保健・医療・福祉・学校など関係機関の連携強化を促進していきます。

## 第5節 障害児施策の推進

障害のある子どもの支援においては、早期に障害を発見し、適切な療育支援を行うことで、障害の軽減や発達を促し、将来の社会参加へ繋げることが大切です。

子育ての不安や悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けることができるよう、保健、医療、教育、就労などの関係機関との連携を図りながら、様々な障害特性に応じたきめ細かい対応ができるよう、総合的な施策の推進に取り組みます。

### 1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

1歳6か月児健診や3歳児健診等の乳幼児健診の充実による早期発見や、保育所・幼稚園における障害の理解の向上を図り、これらの場での気づきを速やかに専門的機関につなげることで、早期に家族が障害を受け入れて専門的な支援につなげることが重要であり、併せて、こうした対応により、二次障害を防ぐことが重要です。

また、ライフステージを通じた支援を行うための情報伝達ツールであるライフサポートファイルの拡充及び活用や、障害特性に応じた支援が必要です。

さらに児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの拡充、児童発達支援センターの機能強化を通じたネットワークの構築により、療育支援体制の整備を図る必要があります。

- (1) 障害の早期発見や早期支援につなげるために重要である乳幼児健診の精度の向上や継続支援の充実、及びライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。
- (2) 知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じて療育支援のあり方が異なることから、必要とされる支援のあり方についての検討を行います。
- (3) 地域の療育支援体制の中核として期待される児童発達支援センターや、児童発達支援事業、放課後等デイサービスについて、機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。

- (4) 児童発達支援センターが、発達障害者支援センター(CAS)と連携を図り、同一の障害保健福祉圏域にある児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、教育関係機関、保育所等とネットワークを構築し、情報共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施します。

## 2 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実し、さらには、市町村や児童相談所との連携により早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

- (1) 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、短期入所施設を拡充し、在宅支援の環境整備に努めます。  
また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所施設等の拡充を図られるよう検討します
- (2) 居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。
- (3) 医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進めるため、医療的ケアの研修の充実を検討します。
- (4) 親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図るため、発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを受ける保護者の増加に努めます。

## 3 地域における相談支援体制の充実

障害のある子どもの早期支援には障害の早期発見が必要です。そのためには、障害認定の有無に関わらず、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅や事業所に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進が求められます。また、障害の早期発見・早期支援のためには、児童精神科や小児科での診断体制の充実が求められます。

発達障害のある子どもの親に対する相談・助言を行うペアレントメンターの養成や、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築し、医療・保健・福祉・教育のコーディネートができる人材の育成、充実を図ることが必要です。

さらに、虐待や二次障害の悪化という状況に陥らないよう、家庭に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制も求められます。

- (1) 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親をペアレントメンター

として登録し、発達障害者支援センターと連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。

また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。

(2) 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するため、障害児等療育支援事業を推進します。また、障害児等療育支援事業における施設指導支援事業の訪問先として、より多くの利用者を支援するため児童養護施設も対象とするよう検討します。

(3) 発達障害のある子どもへの早期支援を図るため、発達障害児早期支援体制整備事業を活用して、保育士や幼稚園教諭等、また施設の巡回支援を実施する保育所等訪問支援事業所や障害児相談支援事業所の支援員等を対象に、障害の基礎知識や各種援助技法等の研修を実施します。

また、障害児通所支援の保育所等訪問支援事業の事業所の拡充に努めます。

(4) 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。

また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。

さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。

(5) 相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。

(6) 障害児通所支援事業所において行われていることばの教室など、障害特性に応じた支援について、その充実を市町村等に働きかけるとともに、周知します。

## 4 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための

### 取組の充実

障害のある幼児・児童・生徒が、それぞれの発達段階や障害の特性に応じた教育を十分に受けられる取組の充実が必要です。

また、障害への対応が不適切な場合、いじめを受けたり、加害者になったりする可能性もあります。

こうしたことから、教育環境を整備し、個別の状況に応じた配慮の充実を図るとともに、全ての教職員の専門性の向上に関する取組の推進が必要です。



さらに、ライフステージに応じた教育相談支援体制と、卒業後に地域社会の中で利用できる社会資源の積極的な活用に結びつけていくための連携支援体制の充実を図る必要があります。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級の担任をはじめ全教職員の障害への理解促進と障害のある児童生徒への対応、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいても特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等と保健・医療などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、児童発達支援センターや発達障害者支援センター(CAS)と連携して解決を図ります。
- (3) 学校における特別支援教育コーディネーターの充実を図るとともに、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。
- (4) 医療依存度が高く特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、訪問教育の充実に努めます。
- (5) いじめや不登校の問題については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、子どもと親のサポートセンターや総合教育センターなどの相談機関との連携により、支援の充実を図ります。
- (6) 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、個別の移行支援計画の作成と活用を図り、学校とハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所などの就労関係機関との連携を強化します。

## 5 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

医療的ケアが必要な障害のある子どもが、在宅において医療・福祉サービスが提供され、地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・教育・保健の連携を図り、在宅療養を支える体制の整備が必要です。

視覚障害、聴覚障害、内部障害や発達障害等のある子どもの中にも医療的な支援が必要な子どもたちがいます。また、公的支援の対象となる難病の範囲の指定が拡大され、難病によるADLの低下が障害になるなど、障害の範囲の見直しがされていることから、こうした子どもたちに対する支援のあり方についても検討が必要です。

なお、難病患者への支援については、障害者総合支援法と同様に、制度の谷間のない支援を提供する観点から、児童福祉法においても障害のある子どもの定義に難病等が加えられました。

この難病等の範囲については、平成29年4月に358疾病に拡大されました。

重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)への入所支援については、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援が望ましいことから、今後も医療型障害児入所施設と療養介護の

一体的な運営の継続が求められるとともに、重症心身障害児（者）等が入所する県立施設の老朽化も課題となっています。

また、強度行動障害のある子どもに対応する支援の充実も必要です。

さらに、入所施設が設置されていない地域においては、実態の把握や在宅支援のあり方についての検討が必要です。

- ( 1 ) 国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成 25、26 年度実施）の成果を活かし、医療・保健・福祉・教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築を進めます。
- ( 2 ) 医療的ケアを要する障害のある子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や、「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」を活用して相談支援専門員の育成を行います。
- ( 3 ) 重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。  
こうした中で、重症心身障害児施設（医療型障害児入所施設）や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。
- ( 4 ) 重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）が入所する老朽化が進んだ県立施設について、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方について検討します。

## 参考資料

### [用語集]

#### 第1章

##### 第4節

###### 地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業。

##### 第5節

###### 潜在保育士

保育士の資格を持ちながらも現在就業していない方のこと

#### 第2章

##### 第1節

###### Off - J T (Off the Job Training)

職場外で行う教育訓練のこと

###### O J T (On the Job Training)

仕事中に、仕事を通じた教育訓練を行うこと

##### 第2節

###### 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもなど、環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は、1歳以上18歳未満だが、必要がある場合には20歳まで延長することが出来る。

###### 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は1歳未満だが、必要がある場合には小学校入学以前の幼児も養育することが出来る。

###### 里親

保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもたちを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育する者。希望する者で都道府県知事が子どもを委託する者として適当と認め、里親名簿に登録された者。

#### ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもの養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（上記「里親」を除く。）の住居において養育を行う事業。

#### 措置

今節における措置とは、児童相談所が子どもを施設に入所させること、又は子どもの養護を里親等に委託すること。

#### 小規模グループケア

児童養護施設においては6人以上8人以下、乳児院においては4人以上6人以下の小規模なグループ単位で行われる養護体制。

本体施設に設置されるものと、分園に設置されるものがある。

大舎制とは1グループ20人以上、中舎制とは13人以上19人以下、小舎制とは12人以下で行われる養護体制。

#### 児童家庭支援センター

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。

#### 地域小規模児童養護施設

児童養護施設における分園の内、地域小規模児童養護施設設置運営要項の基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長の指定を受けたもの。定員6人。

#### グループホーム

今節におけるグループホームとは、分園で行われる小規模グループケアと地域小規模児童養護施設のこと。

#### 情緒障害

心理的な要因等により、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。

#### 措置費

施設や里親等に国及び県から支弁される、措置に要する経費。

### 措置延長

児童福祉法第三十一条により、施設や里親等に満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うこと。

### 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業を行う施設）

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（措置延長により措置されている満20歳未満の者を含む）に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者等への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とした、児童福祉法第六条の3第一項に定める事業を行う施設。

## 第4節

### 子育て世代包括支援センター

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する施設。

### 養育支援

子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要としている家庭への支援。

## 第5節

### 二次障害

発達障害のある子どもが抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうこと。

### ライフサポートファイル

障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

### 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援を行う施設。「児童発達支援事業」が身近な療育の場であるのに対し、「児童発達支援センター」は、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

#### 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービスの1つで、学校に就学している児童を対象として、授業の終了後又は休日等に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

#### 発達障害者支援センター（CAS）

発達障害者の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発及び研修等を行う機関。

#### 障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な存在。健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定。

#### 児童発達支援事業所

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービスの1つで、未就学の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業所。

#### レスパイト

障害児（者）の親や家族を一時的に一定期間、障害児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、休息できるようにすること。

#### 強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

#### ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

#### 不適応の個別のケース

障害のある子どもに対し適切な対応がされず、子どもがいじめを受けたり、加害者になったりする事例。

#### 内部障害

身体障害の一種。身体障害者福祉法では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを対象とする。

## A D L

食事や排泄、移動、入浴等の基本的な行動。

### 児者一貫した支援

入所施設を利用していた障害のある子どもが、18歳以上になって引き続き当該入所施設を利用する場合、本人をよく知る職員が継続して支援に関わること。

「千葉県子ども・子育て会議」委員名簿（平成27年3月策定時）

（16名 / 50音順）

氏 名	所 属
アベ カズコ 阿部 和子	大妻女子大学教授
エンドウ セイイチ 遠藤 精一	千葉県国公立幼稚園協会会長
オオクラ サトシ 大倉 敏	千葉県小学校校長会生徒指導部副部長
オガワ タカトシ 小川 貴敏	千葉県学童保育連絡協議会会長
カワカミ マサコ 川上 昌子	聖隷クリストファー大学教授
クボ ミワコ 久保 美和子	千葉県保育協議会会長
サナダ ノリユキ 真田 範行	真田綜合法律事務所弁護士
スズキ みゆき 鈴木 みゆき	和洋女子大学教授
タカヤマ ミワ 高山 美和	県民公募
タキモト アキラ 滝本 明良	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長
タケトミ ユウジ 武富 裕次	四街道市副市長
タメカワ ヨシツグ 溜川 良次	千葉県認定こども園会議共同代表
ナカヤマ ユウジ 中山 雄二（H26.7～12） スギムラ イチロウ 楢村 一郎（H27.2～）	一般社団法人千葉県商工会議所連合会事務局長
ニシムタ トシユキ 西牟田 敏之	千葉県医師会理事
ヒラオ ヨウコ 平尾 洋子	県民公募
モリシマ ヒロミチ 森島 弘道	全千葉県私立幼稚園連合会常務理事



「千葉県子ども・子育て会議」委員名簿（平成30年3月現在）

（16名 / 50音順）

氏名	所属
アベ カズコ 阿部 和子	大妻女子大学教授
オオノ ヒトシ 大野 等	千葉県小学校校長会生徒指導部副部長
オガワ タカトシ 小川 貴敏	千葉県学童保育連絡協議会会長
オザワ サチコ 小澤 佐知子	県民公募
カワカミ マサコ 川上 昌子	聖隷クリストファー大学教授
カワシマ リュウタ 川島 隆太	県民公募
クボ ミワコ 久保 美和子	千葉県保育協議会顧問
コヤマ ヨシナリ 小山 良成	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長
サナダ ノリユキ 真田 範行	真田綜合法律事務所弁護士
スギムラ イチロウ 楢村 一郎	一般社団法人千葉県商工会議所連合会事務局長
タケトミ ユウジ 武富 裕次	四街道市副市長
タメカワ ヨシツグ 溜川 良次	千葉県認定こども園会議共同代表
ナンバ タカシ 南波 隆	千葉県国公立幼稚園協会副会長
ニシムタ トシユキ 西牟田 敏之	千葉県医師会理事
モリシマ ヒロミチ 森島 弘道	一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会常任理事
ヤハギ ヤスコ 矢萩 恭子	和洋女子大学教授

「千葉県子ども・子育て会議」開催状況

回	日程	会議の概要
第1回	平成26年7月9日	千葉県における教育・保育の現状説明 子ども・子育て支援新制度の概要説明
第2回	平成26年9月1日	県設定区域について検討 需給調整の基本的な考え方について検討
第3回	平成26年11月6日	計画素案の検討 人材確保・質の向上 専門的な知識技術を要する支援
第4回	平成26年12月18日	計画案の検討 量の見込みと確保策 認定こども園について
第5回	平成27年2月12日	計画案の決定
第6回	平成29年1月25日	計画の点検評価
第7回	平成30年1月10日	計画の点検評価 計画の中間見直し方針案について
第8回	平成30年2月13日	計画の見直し案について
第9回	平成30年3月15日	計画の見直し案の決定



## 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画

(平成30年3月中間見直し版)

[編集・発行] 千葉県健康福祉部子育て支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043 - 223 - 2355

FAX 043 - 222 - 9939

県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp>

(平成30年3月)

([当初計画編集・発行]平成27年3月)